

2016年（平成28年）3月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

子育て短期支援事業に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2016年（平成28年）2月22日付けで諮問（第788号）された子育て短期支援事業に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、子どもと保護者の生活の安定と精神的な負担軽減により子育て支援の充実を図るため、2012年10月から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を実施しており、その利用実績は年々増加傾向にある。

当該事業の利用申請は現在、窓口受付となっており、申請者は平日の開庁時間内での手続きもしくは郵送による申請を行っている。

利用申請手続きに係る市民の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、行政事務の効率化が期待できることから、2016年4月より新たに申請者本人の取り得る申請手段の一つとして電子申請システムによる受付を行うことについて検討している。

受付業務で利用する電子申請システムは、神奈川県市町村電子自治体共同運営サービスにおいて提供されるもので、2015年3月12日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号で承認されているものである。

この電子申請による受付は藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条のコンピュータ処理に該当することから、「藤沢市子育て短期支援事業利用申請書」並びに「藤沢市子育て短期支援事業利用変更申請書」に係るコンピュータ処理

について諮問するものである。

(2) 電子申請・届出システムの利用について

ア コンピュータ処理の必要性について

子育て短期支援事業の申請者である対象児童の保護者は疾病・出産や看護・介護、残業を主な理由として利用しており、原則として利用日の7日前までに申請しなければならない。

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自治体の総合窓口」として、インターネット上で展開するものである。就労等の理由で窓口申請できない利用者が多い中、総合的かつ汎用的な受付事務を電子的に行うことで、市民の利便性の向上を図るとともに行政事務の効率化を進めることができることとなることから、コンピュータ処理を行う必要性がある。

イ 電子申請・届出システムで取扱う個人情報について

(ア) 藤沢市子育て短期支援事業利用申請書については、申請者の住所、氏名、ふりがな、電話番号、メールアドレス、利用児童氏名、ふりがな、生年月日、年齢、通園・通学先等送迎場所の名称、申請理由、緊急連絡先の氏名・続柄・電話番号である。

(イ) 藤沢市子育て短期支援事業利用変更申請書については、申請者の住所、氏名、ふりがな、電話番号、メールアドレス、利用児童氏名、ふりがな、申請理由である。

(3) システムの安全性について

ア 契約方法

システムを運営する富士通株式会社神奈川支社支社長と神奈川県が提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を締結し、システムを利用する。また、本市はシステムを運営する同社と神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取り扱いに関する協定を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督を行う。

イ ネットワーク

電子申請システムは利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイアウォール)等により十分に確保され、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防ぐ。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、システムのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても暗号化が図られ、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wによるセキュリティ管理が行われる。

ウ 施設要件

当該システムのインターネットデータセンター施設は「情報システム安全対策基準」への適合および「LGWAN-ASP」の必要条件を満たしている。

エ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっている。

運用・保守業務は国際標準規格のITILに基づき構築し、SLM（サービスレベルマネジメント）を行っている。SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を構築し、運用・保守業務に係る個人情報保護対策および情報セキュリティ対策については、ISO15001とISO/IEC27001（ISMS）に基づく体系的な管理策を構築している。また、プライバシーマーク制度の使用許諾事業者認定も取得している。

(4) 実施時期

2016年（平成28年）4月予定

(5) 提出書類

- ア 資料1 個人情報取扱事務届出書
- イ 資料2 藤沢市子育て短期支援事業実施要綱
- ウ 資料3 藤沢市子育て短期支援事業利用申請書
- エ 資料4 藤沢市子育て短期支援事業利用変更申請書

3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

子育て短期支援事業の申請者である対象児童の保護者は疾病・出産や看護・介護、残業を主な理由として利用しており、原則として利用日の7日前までに申請しなければならない。

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自治体の総合窓口」として、インターネット上で展開するものである。就労等の理由で窓口申請できない利用者が多い中、総合的かつ汎用的な受付事務を電子的に行うことで、市民の利便性の向上を図るとともに行政事務の効率化を進めることができることとなることから、コンピュータ処理を行う必要性がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性は認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

ア 契約方法

システムを運営する富士通株式会社神奈川支社支社長と神奈川県が提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を締結し、システムを利用する。また、本市はシステムを運営する同社と神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取り扱いに関する協定を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督を行う。

イ ネットワーク

電子申請システムは利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイアウォール)等により十分に確保され、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防ぐ。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、システムのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても暗号化が図られ、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wによるセキュリティ管理が行われる。

ウ 施設要件

当該システムのインターネットデータセンター施設は「情報システム安全対策基準」への適合および「LGWAN-ASP」の必要条件を満たしている。

エ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっている。

運用・保守業務は国際標準規格のITILに基づき構築し、SLM(サービレベルマネジメント)を行っている。SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を構築し、運用・保守業務に係る個人情報保護対策および情報セキュリティ対策については、ISO15001とISO/IEC27001(ISMS)に基づく体系的な管理策を構築している。また、プライバシーマーク制度の使用許諾事業者認定も取得している。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上